

# 平成30年度 介護保険料納入通知書の送付について

平成30年4月から6月に資格を取得（65歳到達・転入）されたみなさまの平成30年度の介護保険料の年額をお知らせする、『介護保険料納入通知書』をお送りいたします。

平成30年度の年額保険料は、今年度の市町村民税課税状況（転入された方は前住所地の課税状況）や、資格取得日の世帯状況等に基づき決定いたしました。

\* 資格取得日 …… ● 65歳に到達された方は「誕生日の前日」 ● 転入された方は「転入日」

平成30年度年額保険料については裏面をご覧ください。

## ◆◆介護保険料の納め方：普通徴収◆◆

・確定した年額保険料（資格取得日の属する月から平成31年3月までの月割で計算された1年間の保険料）を、7月から3月の9回に分けて納付書または口座振替により納めていただきます。

※納めていただく年額保険料の10円未満は切り捨てられます。また、納期ごとの100円未満の端数金額は、7月に合算します。

※4月2日以降に資格を取得された方は、特別徴収（年金から天引き）の対象者として把握された方から順次通知いたします。

※口座振替の手続きをされた方でも、手続きの関係上すぐには引落しにはなりませんのでご注意ください。

介護保険料についてのお問い合わせは  
 同封の介護保険料納入通知書裏面『お問い合わせ先一覧』に記載してある、  
 お住まいの市町村介護保険担当または諏訪広域連合介護保険課にお問い合わせください。

## 通知書の見方

平成30年度 介護保険料納入通知書(介護保険料額決定通知書)

(A)第4～6期、7～9期、10～12期(3枚)に分かれています。納期限日までに納付をお願いします。

(B)口座振替のお申し込みがある方は引落口座等が表示されています。

期 月	納 期 限 日	通知書番号	世帯コード
第 期 ( 月分)		被保険者番号	
第 期 ( 月分)		被保険者氏名	
第 期 ( 月分)		年度に納付する 保 險 料 額	(C) 円
●口座振替の方は、納期限日に口座引落しになります。		保 險 料 納 付 期 間	平成30年 月 日～平成31年3月31日
		保 險 料 算 定 の 基 礎	保 險 料 年 額 円
		保 險 料 算 出 額	円
		減 免 等 の 額	円
		保 險 料 額	(E) 円 (F) 円
		特別徴収で納付すべき額	円
		普通徴収で納付すべき額	円
		引 落 口 座 番 号	円
		金融機関名	円

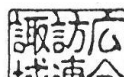
■資格取得された月です。

(C)今年度に納めていただく保険料額です。

(D)あなたの保険料段階になります。

(E)・(F)納付書または口座振替で納めていただく金額です。  
 ※各月の納付額に100円未満の端数が出た場合、第4期(7月)に合算されます。(E)に表示

上記の保険料額を各納期に納付してください。



【平成30年度 年額保険料】(平成27~29年度の各段階の年額保険料と変わりません)

住民税		前年の合計所得金額 など	保険料段階 (保険料率)	保険料年額	
本人	世帯				
○ 非課税	○ 非課税	老齢福祉年金を受給している方 生活保護を受けている方  前年の合計所得金額から、 控除した金額に係る雑所得を 課税した金額と 前年の合計所得金額と 前年の合計所得金額と 前年の合計所得金額と	第1段階 (基準額×0.40)	25,680円	
			○○ 80万円以下の方	第2段階 (基準額×0.65)	41,730円
			○○ 80万円を超えており120万円以下の方	第3段階 (基準額×0.70)	44,940円
	● 課税	● 課税	○○ 120万円を超えている方	第4段階 (基準額×0.90)	57,780円
			○● 80万円以下の方	第5段階 (基準額)	64,200円
			●● 80万円未満の方	第6段階 (基準額×1.05)	67,410円
			●● 80万円以上125万円未満の方	第7段階 (基準額×1.10)	70,620円
			●● 125万円以上200万円未満の方	第8段階 (基準額×1.35)	86,670円
			●● 200万円以上300万円未満の方	第9段階 (基準額×1.60)	102,720円
			●● 300万円以上400万円未満の方	第10段階 (基準額×1.70)	109,140円
●● 400万円以上600万円未満の方	第11段階 (基準額×1.90)	121,980円			
●● 600万円以上1,000万円未満の方	第12段階 (基準額×2.05)	131,610円			
●● 1,000万円以上1,500万円未満の方	第13段階 (基準額×2.20)	141,240円			
●● 1,500万円以上の方	第14段階 (基準額×2.35)	150,870円			

合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。  
 土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

【平成30年度 介護保険料口座振替日】 ※ 普通徴収で口座振替のお申し込みをされている方

期	口座振替日	期	口座振替日
第1期 (4月)	平成30年05月01日 (火)	第7期 (10月)	平成30年10月31日 (水)
第2期 (5月)	平成30年05月31日 (木)	第8期 (11月)	平成30年11月30日 (金)
第3期 (6月)	平成30年07月02日 (月)	第9期 (12月)	平成30年12月25日 (火)
第4期 (7月)	平成30年07月31日 (火)	第10期 (1月)	平成31年01月31日 (木)
第5期 (8月)	平成30年08月31日 (金)	第11期 (2月)	平成31年02月28日 (木)
第6期 (9月)	平成30年10月01日 (月)	第12期 (3月)	平成31年04月01日 (月)